

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町藤原468番地の7

氏 名 有限会社久米産業
代表取締役 有本 英輔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和8年2月5日

許可の有効年月日 令和12年8月26日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
 - ②廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
 - ③廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
 - ④感染性産業廃棄物
 - ⑤廃PCB等（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの及びポリ塩化ビフェニルの濃度がポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のものに限り。）
 - ⑥PCB汚染物（微量PCB汚染物又は低濃度PCB含有汚染物に限る。）
 - ⑦廃水銀等
 - ⑧廃石綿等
- 以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成27年8月27日：当初許可
令和2年11月19日：更新許可
令和3年11月26日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：⑦、⑥の限定の変更）
令和8年2月5日：更新許可

5. 積替え許可の有無

有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無